

第2章 平常時対策

津波発生時に、的確な防災対策が講じられるようにするため、平常時に行う防災思想の普及、防災訓練等について定める。

第1節 防災思想の普及

(共通対策編 第2章 災害予防計画 第4節「防災知識の普及計画」に準ずる。)

第2節 自主防災活動

(共通対策編 第2章 災害予防計画 第8節「自主防災組織の育成」に準ずる。)

第3節 防災訓練の実施

津波災害発生時に的確な防災対策を実施するための訓練について定める。

市民は、自主防災組織及び事業所等の防災組織の構成員として県や市の実施する訓練に積極的に参加し、的確な防災対応を体得するものとする。なお、要配慮者に十分配慮した訓練を実施し、要配慮者の支援体制の整備に努めるとともに、被災時の男女の二ーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

市の実施事項

市は、総合防災訓練、地域防災訓練及び災害時初動訓練を実施する。そのほか、国、県、他の市町及び防災関係機関と共同して、又は単独で、県に準ずる各種の防災訓練を実施する。訓練に当たっては、要配慮者の避難誘導、救出・救助、自主防災組織と事業所等との連携による防災活動など、地域の特性に配慮して実施するものとする。

なお、訓練終了後は、評価を実施し、課題・問題点を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

| 区 分 | 内 容 |
|--------|--|
| 総合防災訓練 | (1) 職員の動員 (2) 南海トラフ地震臨時情報、地震情報、その他防災上必要な情報の収集及び伝達 (3) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害発生時の広報 (4) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害発生時の避難誘導、避難の指示及び警戒区域の設定 (5) 緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動 (6) 食料、飲料水、医療その他の救援活動 (7) 消防、水防活動 (8) 救出・救助 (9) 避難生活 (10) 道路啓開 (11) 応急復旧 |
| 地域防災訓練 | (1) 12月第1日曜日を「地域防災の日」と定め、自主防災組織を中心とした地域の実情にあった防災訓練を実施する。 (2) この訓練は、突然発生の地震を想定するものとし、市が作成した訓練内容に関する指針を参考に、要配慮者に配慮した訓練を実施する。 |

| 区 分 | 内 容 |
|----------------------|--|
| 災害時初動訓練 | (1) 津波対策推進旬間に県が実施する津波避難訓練にあわせ、災害発生直後の活動を訓練する災害時初動訓練を実施する。 (2) 沿岸部では、県が作成した訓練内容に関する指針を参考に、避難行動を訓練するとともに、要配慮者にも配慮した訓練を実施する。 |
| 個別防災訓練 | 総合防災訓練とは別に個別防災訓練を行う。その主要な事項は、次のとおりである。 (1) 情報の収集、伝達訓練 南海トラフ地震臨時情報発表時には、特に情報の正確かつ迅速な収集及び伝達が防災対策の基本となることに鑑み、防災関係機関、報道機関と協力して実施する。 (2) 職員の動員訓練 適宜交通機関又は交通用具の使用を制限又は禁止し、勤務時間外に実施する。 (3) 防災業務の訓練 各部、各課等は、それぞれ所掌する防災業務について単独又は関係機関と共同して各種の防災訓練を実施する。 |
| 県、防災関係機関の防災訓練に対する協力等 | (1) 市は、県及び防災関係機関に対し、市が実施する訓練に参加するよう要請する。 (2) 市は、県又は防災関係機関が実施する訓練に可能な限り参加、協力する。 |
| 防災訓練の実施回数 | 総合防災訓練 年1回以上 地域防災訓練 年1回以上 災害時初動訓練 年1回以上 個別防災訓練 年1回以上 |
| 防災訓練の広報 | 訓練に市民等の積極的参加を求めるとともに、訓練に伴う混乱を防止するため必要な広報を行う。 |

第4節 津波災害予防対策の推進

市は、津波災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定し、それに対する住民避難を軸とした総合的な対策及び比較的頻度の高い津波に対する海岸保全施設等の整備についての対策を進める。

市は、津波による災害の発生を予防し又は軽減するための対策等平常時の予防対策を定める。また、市は、第4次地震被害想定において推計された被害をできる限り軽減するための新たな行動目標として策定した「焼津市地震・津波対策アクションプログラム2014」により、ハード・ソフトの両面からできる限り組み合わせて対策を充実・強化する。これについては、国の地震防災戦略等を踏まえ、市民の参画を進め、国、県と連携し、効率的・効果的な津波対策を進めるものとする。

1 避難誘導體制の確保

(1) 避難計画の策定

市は、下記の事項及び県が作成する「大規模地震対策『避難計画策定指針』」に留意して、避難計画の策定に努めるものとする。

| 区 分 | 内 容 |
|-----------|--|
| 要避難地区の指定 | 市長は、第4次地震被害想定の結果等から判断して、地震防災強化計画において明らかにした、津波による浸水の発生の危険が予想され、避難対策を推進する必要がある地域を要避難地区として指定する。 (資料編(地震対策)2-4-9(1)①) |
| 避難対象地区の指定 | 市長は、南海トラフ地震臨時情報発表時に避難の指示の対象とする地域として、要避難地区のうち、津波による浸水の発生の危険が予想される地域を避難対象地区として指定する。 (資料編(地震対策)2-4-9(1)②) |

| 区 分 | 内 容 |
|---------------|---|
| 津波避難場所、避難路の指定 | 津波避難場所とは、一時的に津波から避難する場所をいう。 市長は、要避難地区の状況に応じ、住民の避難のための津波避難場所、避難路等の指定を行う。また、住民の避難のため、津波避難場所を指定する。 (資料編(津波対策)2-4-1(1)) |

(2) 平常時に実施する災害予防措置

ア 避難誘導體制整備

市長は、要避難地区の住民に対し、危害の様相、情報伝達手段、情報伝達内容、津波避難場所、避難施設等避難に関する留意すべき事項を周知するとともに、高齢者、障害のある人等の要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努めるものとする。また、防災対策や避難誘導に当たる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定めるものとする。

なお、特に市が、消防機関及び水防団による津波からの円滑な避難の確保等のために実施すべき事項は、以下のとおりとする。

- 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- 津波からの避難誘導
- 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
- 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立 等

市は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とし、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定めるなど、具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。

イ 要避難地区における予防措置

要避難地区については次の予防措置を講ずる。

| 区 分 | 内 容 |
|----------------|--|
| 津波危険予想図 | 市は県と協力して、過去の津波災害事例及び現況調査等を参考に、津波危険予想図を作成し、海拔標示等を行う等、住民への広報に努める。 |
| 避難方法等の周知 | 市長は、当該地域を避難対象地区として指定するとともに、当該地域の住民及び船舶等に対して津波の危険や津波注意報・警報、避難の指示の意味合い、避難方法等の周知に努める。 |
| 避難対策 | (ア) 市長は、海岸、漁港の管理者と協議して、津波避難場所等を標示したわかりやすい案内板を設置するとともに、関係団体の協力を得て要配慮者の避難誘導體制を整備するなど、避難対策等の防災対策を推進する。 (イ) 市長は、現地の地理に不案内な観光客、出張者等の一時滞在者が想定される場合は、要避難地区であることや想定浸水深、避難地・避難経路等について、看板・チラシ・パンフレット等により広報するなど、一時滞在者の円滑な避難対策に配慮するよう努める。 (ウ) 市は、海浜利用者等が速やかに津波から避難できるよう、防潮堤に避難口、避難階段等の施設の整備を管理者へ要望するとともに誘導のための標識板等の整備に努める。 |
| 南海トラフ地震臨時情報発表時 | 市長は、「南海トラフ地震臨時情報が発せられた場合には、市等からの指示を受けるまでもなく、直ちに海岸から離れ津波避難場所等へ避難する。」等、市民のとるべき行動について周知徹底に努める。 |
| 地震発生時 | 市長は、突発地震にも備えるため、建物所有者の協力を得て津波から逃れるための避難ビルの確保に努める。また、当該地域の住民に対して、立ってられないほどの強い地震が起こった場合又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合には、市等からの指示を受けるまでもなく、直ちに海岸から離れ、津波避難タワー、津波避難ビル、高台等の津波避難場所等へ避難する等、住民のとるべき行動について周知徹底に努める。 指定津波避難ビルについては、資料編(津波対策)2-4-1(1)のとおり。 |

2 津波避難施設等の整備

市は、津波による災害の発生を予防し又は軽減するため、海拔5m以下の沿岸部を津波対策の重点区域として位置付け、津波避難施設の整備等を実施する。

市は、津波による災害の発生を予防し又は軽減するため、「焼津市地震・津波対策アクションプログラム2014」に基づき下記の施設整備等を実施する。

なお、津波避難施設の整備に当たっては、津波から迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるよう努めるものとする。また、施設の安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善、市民への周知に努めるものとする。

市及び県は、地域住民の津波からの円滑な避難を確保するため、要避難地区等における水道管の破損を防止する措置（耐震性を備えた管路及び配水池緊急遮断弁の整備等）に努めるものとする。

| 区 分 | 内 容 |
|------------|---|
| 津波標識の設置 | <p>(1) 市内の指定津波避難ビル等津波避難場所に津波避難建物進入口表示シート、津波避難建物LED照明を設置し、周辺道路に避難路防災灯及び避難誘導標識を設置する。</p> <p>(2) 市内全域の電柱、案内標識、都市公園、市営住宅等に標高表示板を設置する。</p> |
| 津波避難施設の拡充 | <p>市内沿岸部を中心に津波避難施設を設置する。 (資料編(津波対策)2-4-2(1))</p> <p>(1) 津波の指定緊急避難場所・津波避難施設の整備にあたり、できるだけ津波の浸水の危険性が低く、かつ避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によっては更なる避難が可能となる場所に整備するよう努めるものとする。</p> <p>(2) 津波の指定緊急避難場所・津波避難施設を津波による浸水の恐れがある場所に整備する場合は、想定浸水深を十分考慮した高さに避難者を受け入れる部分が配置され、かつ、その部分までの避難上有効な階段その他の経路を備えた施設等を整備するものとする。</p> |
| 津波避難施設等の整備 | <p>(1) 市内コミュニティ防災センター等に手摺を設置する。</p> <p>(2) 市内小中学校に外階段を設置し、屋上避難場所を整備する。</p> <p>(3) 津波避難路を整備する。(避難路となる道路の拡幅、橋りょうの耐震化)</p> <p>(4) 避難場所への避難ルートを2ルート以上確保する。</p> |
| 施設の質的強化 | <p>(1) 津波を防ぐ施設に関して、液状化対策等を行い耐震性を確保する。</p> <p>(2) 津波が施設を乗り越えた場合でも、減災効果を発揮する粘り強い構造への改良を行う。</p> <p>(3) 管理施設については、定期的に点検を行うものとする。</p> |

※ 焼津市津波防災まちづくり計画における各事業については、資料編(津波対策)2-4-2(2)のとおり。

3 津波に強いまちづくり

- 津波から迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。
- 浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難関連施設の都市計画と連携した計画的整備や民間施設の活用による確保、津波に強いまちの形成を図るものとする。
- 地域防災計画、都市計画、立地適正化計画等の計画相互の有機的な連携を図るため共同での計画作成など津波防災の観点からのまちづくりに努めるものとする。
- 津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため、津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波災害特別警戒区域や建築基準法に基づく災害危険区域の指定について、検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。
- 津波による浸水実績及び津波浸水想定を公表し、安全な土地利用、津波発生時の警戒避難体制の整備を行

う。

- 行政関連機関、要配慮者に係る施設については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫など施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所へ誘導を図るものとする。
- 最大クラスの津波に対して、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進めるものとする。
- 国土交通省、静岡県と連携を図り、海岸堤防を粘り強い構造に改良するとともに、栃山川から大井川港までの間について、潮風グリーンウォークの整備を進めるものとする。

| 区 分 | 内 容 |
|------------------------|--|
| 津波避難計画・防災地図等の整備促進 | <p>津波防災啓発活動として、防災地図、防災ガイドブック等を作成し、各世帯へ配布する。</p> <p>津波避難計画や防災地図等については、レベル2の津波に対応するものとなるよう、第4次地震被害想定を基に点検、見直しを促進する。</p> <p>【津波災害警戒区域の指定があった場合】</p> <p>市は、市地域防災計画に基づき、津波災害警戒区域及び当該区域における基準水位を表示した図面に、人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（防災地図等）の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> |
| 適切な避難行動の周知徹底 | <p>市民一人ひとりに、津波に関する正確な知識や発災時にとるべき行動を理解いただけるよう、あらゆる機会をとらえて周知を図るとともに、実践的な津波避難訓練を定期的実施する。</p> |
| 市民への伝達手段の多重化・多様化 | <p>津波警報等の情報が、市民一人ひとりに迅速に届くよう、防災行政無線や、緊急速報メール、視・聴覚的伝達方法等の伝達手段の強化に努める。</p> <p>また、赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）による津波警報等の視覚的な伝達の実効性を高めるため、国等の関係機関と連携し、普及啓発を図るものとする。</p> |
| 津波災害警戒区域の指定があったときの実施事項 | <p>【市地域防災計画に定める事項】</p> <p>(1) 市防災会議は、津波災害警戒区域の指定があったときは、次の事項を市地域防災計画において、津波災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>(ア) 人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項</p> <p>(イ) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項</p> <p>(ウ) 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市長が行う津波に係る避難訓練の実施に関する事項</p> <p>(エ) 警戒区域内に、地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要するものが利用する施設であって、当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの（以下「避難促進施設」という）がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地</p> <p>(オ) (ア)～(エ)に掲げるもののほか、警戒区域における津波による人的災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項</p> <p>(2) 市防災会議は、市地域防災計画において前項(エ)に掲げる事項を定めるときは、施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、人的被害を生ずるおそれがある津波に関する情報、予</p> |

| 区 分 | 内 容 |
|--------------------------|---|
| 津波災害警戒区域の指定があったときの実施事項 | <p>報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。</p> <p>(3) 市防災会議は、津波防災地域づくりに関する法律に基づき指定避難施設が指定されたときは、(1)(イ)の避難施設に関する事項として、地域防災計画において定めるものとする。併せて当該指定避難施設の管理者に対する人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を(1)(ア)に掲げる事項として定めるものとする。</p> <p>(4) 市防災会議は、市が指定避難施設の避難用部分を自ら管理すると認め、施設所有者等との間において管理協定を締結したときは、当該管理協定に係る協定避難施設に関する事項を(1)(イ)の避難施設に関する事項として定めるものとする。</p> <p>【避難促進施設における避難確保計画の策定】</p> <p>避難促進施設の所有者及び管理者は、以下に掲げる事項について定めた避難確保計画を作成し、これを市長に報告するものとする。</p> <p>(1) 津波発生時における避難促進施設の防災体制</p> <p>(2) 津波発生時における避難促進施設利用者の避難の誘導</p> <p>(3) 津波の発生時を想定した避難促進施設における避難訓練及び防災教育の実施</p> <p>(4) 避難促進施設の利用者の津波の発生時の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項</p> <p>市は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努めるものとする。</p> |
| 津波災害特別警戒区域の指定があったときの実施事項 | <p>県等は、津波災害特別警戒区域において特定開発行為(要配慮者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設)を制限するものとする。</p> <p>県等は、津波災害特別警戒区域において特定建築行為(要配慮者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設)を規制するものとする。</p> |

4 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

南海トラフ地震対策特別措置法第5条第2項の規定による津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項について、次のように定める。

| 津波避難対策緊急事業を行う区域 | 津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業の種類 | 目標 | 達成時期 |
|-----------------|-----------------------------|-----|-----------|
| 下小杉・藤守地区 | 津波避難施設の整備事業 | 1箇所 | 平成27年度 |
| 一色地区 | 津波避難施設の整備事業 | 1箇所 | 平成29年度 |
| 高新田地区 | 津波避難施設の整備事業 | 1箇所 | 平成27年度 |
| 利右衛門・飯淵地区 | 津波避難施設の整備事業 | 1箇所 | 平成27年度 |
| 焼津漁港区域 | 津波避難施設の整備事業 | 4箇所 | 平成26～31年度 |